

土地の有償譲渡の届出（公拓法第4条）

土地所有者が一定面積以上の土地を有償譲渡しようとする場合、事前に届け出なければならない制度

<対象となる土地>

- 1 都市計画施設の区域内に所在する200㎡以上の土地
- 2 都市計画区域内に所在する土地のうち、次に掲げる区域内にある200㎡以上の土地
 - ①道路区域、都市公園予定地、河川予定地その他これらに準ずる土地
 - ②新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の施行区域内の土地
 - ③新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の施行区域内の土地
 - ④生産緑地地区内の土地
- 3 市街化調整区域を除く、都市計画区域内の一定面積以上の土地
 - ①市街化区域 5,000㎡以上
 - ②非線引 10,000㎡以上

土地の買取り希望の申出（公拓法第5条）

土地所有者が一定面積以上の土地について、地方公共団体等に買取り希望がないか申し出ることができる制度

<対象となる土地>

- ①都市計画区域内の100㎡以上の土地
- ②都市計画区域外の都市計画施設の予定区域にある100㎡以上の土地

※ 公拓法施行令第4条ただし書きの規定で定める規模は200㎡ですが、みやま市では、「規則4号」により100㎡としています。